

鳥取県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年4月13日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
482号	日野郡江府町大字下蚊屋字三王原402-41地先から同町大字御机字細谷744-12地先まで	平成24年4月15日
	日野郡江府町大字下蚊屋字三平490-1地先から同町大字御机字新開661-2地先まで	